

荒川区 介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

荒川区では平成27年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始しました。平成27年4月以降に荒川区の要支援者及びサービス事業対象者（基本チェックリストにより該当となった者）へ提供したサービスに係る事業費の請求は、総合事業のサービスコードを使用します。

総合事業は、市町村によってサービスコードや基準が異なります。

荒川区内事業者が他区市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供した場合は、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。逆に、荒川区外事業者が荒川区の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供した場合は、荒川区のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

- 1 訪問型サービス（みなし指定）サービスコード表（種別コード：A1）
平成27年3月31日時点で都道府県の介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。
- 2 訪問型サービス（新規指定）サービスコード表（種別コード：A2）
平成28年1月1日以降に荒川区の第1号訪問事業訪問介護の指定を受けた事業者（平成27年4月1日以降に新規開設し、区の指定を受けた事業者等）が使用します。

通所型サービス

- 3 通所型サービス（みなし指定）サービスコード表（種別コード：A5）
平成27年3月31日時点で都道府県の介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。
- 4 通所型サービス（新規指定）サービスコード表（種別コード：A6）
平成28年1月1日以降に荒川区の第1号通所事業訪問介護の指定を受けた事業者（平成27年4月1日以降に新規開設し、区の指定を受けた事業者等）が使用します。

改訂履歴

改訂年月日	サービス種類	改訂内容
平成 28 年 1 月 8 日		新規作成
平成 29 年 3 月 30 日	A1、A2 A5、A6	平成 29 年度介護報酬改定に伴い、介護職員処遇改善加算の区分・加算率を変更

1. 荒川区総合事業訪問型サービス(みなし指定) サービスコード表

平成27年3月31日時点で都道府県の介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用

【月額包括報酬】

A1(月額)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目					
A1	1111 訪問型サービス	訪問型 サービス費 () (みなし)	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1,168	1 月 に つ き
A1	1113 訪問型サービス ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A1	1114 訪問型サービス ・同一				1,051	
A1	1115 訪問型サービス ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A1	1211 訪問型サービス	訪問型 サービス費 () (みなし)	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2,335	
A1	1213 訪問型サービス ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A1	1214 訪問型サービス ・同一				2,102	
A1	1215 訪問型サービス ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A1	1321 訪問型サービス	訪問型 サービス費 () (みなし)	事業対象者・ 要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位		3,704	
A1	1323 訪問型サービス ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A1	1324 訪問型サービス ・同一				3,334	
A1	1325 訪問型サービス ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A1	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			
A1	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			
A1	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			
A1	4001 訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200		
A1	4002 訪問型サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A1	6269 訪問型サービス処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の137/1000加算		
A1	6270 訪問型サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の100/1000加算		
A1	6271 訪問型サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の55/1000加算		
A1	6273 訪問型サービス処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の90%加算		
A1	6275 訪問型サービス処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の80%加算		

【契約期間が1か月に満たない場合(日割計算用サービスコード)】

A1(日額)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目							
A1	2111	訪問型サービス 日割	訪問型 サービス費 ()(みなし)	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 38単位		38	1 日 に つ き	
A1	2113	訪問型サービス 日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27		
A1	2114	訪問型サービス 日割・同一				34		
A1	2115	訪問型サービス 日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		24
A1	2211	訪問型サービス 日割	訪問型 サービス費 ()(みなし)	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77		
A1	2213	訪問型サービス 日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54		
A1	2214	訪問型サービス 日割・同一				69		
A1	2215	訪問型サービス 日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		49
A1	2321	訪問型サービス 日割	訪問型 サービス費 ()(みなし)	事業対象者・ 要支援2 (週2回を超える程度) 122単位		122		
A1	2323	訪問型サービス 日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85		
A1	2324	訪問型サービス 日割・同一				110		
A1	2325	訪問型サービス 日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		77
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算				
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				

2. 荒川区総合事業訪問型サービス(新規指定) サービスコード表

平成28年1月1日以降に荒川区の第1号訪問事業訪問介護の指定を受けた事業者(平成27年4月1日以降に新規開設し区の指定を受けた事業者等)が使用

【月額包括報酬】

A2(月額)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス	訪問型 サービス費 ()独自	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 1.168単位		1,168	1 月 に つ き
A2	1113	訪問型独自サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A2	1114	訪問型独自サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A2	1211	訪問型独自サービス	訪問型 サービス費 ()独自	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度) 2.335単位		2,335	
A2	1213	訪問型独自サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A2	1214	訪問型独自サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,102	
A2	1215	訪問型独自サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	1321	訪問型独自サービス	訪問型 サービス費 ()独自	事業対象者・ 要支援2 (週2回を超える程度) 3.704単位		3,704	
A2	1323	訪問型独自サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A2	1324	訪問型独自サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の80%加算		

【契約期間が1か月に満たない場合(日割計算用サービスコード)】

A 2(日額)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目						
A2	2111	訪問型独自サービス 日割	訪問型 サービス費 ()独自	事業対象者・ 要支援1・2 (週1回程度) 38単位		38	1 日 に つ き
A2	2113	訪問型独自サービス 日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A2	2114	訪問型独自サービス 日割・同一				34	
A2	2115	訪問型独自サービス 日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A2	2211	訪問型独自サービス 日割	訪問型 サービス費 ()独自	事業対象者・ 要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77	
A2	2213	訪問型独自サービス 日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A2	2214	訪問型独自サービス 日割・同一				69	
A2	2215	訪問型独自サービス 日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A2	2321	訪問型独自サービス 日割	訪問型 サービス費 ()独自	事業対象者・ 要支援2 (週2回を超える程度) 122単位		122	
A2	2323	訪問型独自サービス 日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A2	2324	訪問型独自サービス 日割・同一				110	
A2	2325	訪問型独自サービス 日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			

3. 荒川区総合事業通所型サービス(みなし指定) サービスコード表

平成27年3月31日時点で都道府県の介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用

【月額包括報酬】

A 5(月額)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数	限度額 管理	
A5	1111	通所型サービス1	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647	1 月 に つ き		
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377			
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240			
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算		-376	
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算		-752	
A5	5010	通所型サービス生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100			
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算	225			
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算	150単位加算	150			
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150単位加算	150			
A5	5006	通所型複数サービス実施加算 1	選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算		480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算		480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算	選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120			
A5	6107	通所型サービス提供体制加算 11	サービス提供体制強化加算()イ	事業対象者・要支援1	72単位加算		72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算 12		事業対象者・要支援2	144単位加算		144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算 21	サービス提供体制強化加算()ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算		48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算 22		事業対象者・要支援2	96単位加算		96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算 1	サービス提供体制強化加算()	事業対象者・要支援1	24単位加算		24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算 2		事業対象者・要支援2	48単位加算		48	
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の59/1000加算			
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の43/1000加算			
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の23/1000加算			
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の90%加算			
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の80%加算			

【定員超過の場合】

A 5(月額)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目							
A5	8001	通所型サービス1・定超	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1 つき
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	

【看護・介護職員が欠員の場合】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目							
A5	9001	通所型サービス1・人欠	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,153	1 つき
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	

【契約期間が1か月に満たない場合(日割計算用サービスコード)】

A 5(日額)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目							
A5	1112	通所型サービス1・日割	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1		所定単位数の5%加算	54	1 日 に つ き
A5	1122	通所型サービス2・日割		事業対象者・要支援2			111	
A5	8111	通所型サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					
A5	8002	通所型サービス1・日割・定超	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	54単位	定員超過の場合 ×70%	38	
A5	8012	通所型サービス2・日割・定超		事業対象者・要支援2	111単位		78	
A5	9002	通所型サービス1・日割・人欠	通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	54単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	38	
A5	9012	通所型サービス2・日割・人欠		事業対象者・要支援2	111単位		78	

4. 荒川区総合事業通所型サービス(新規指定) サービスコード表

平成28年1月1日以降に荒川区の第1号通所事業通所介護の指定を受けた事業者(平成27年4月1日以降に新規開設し区の指定を受けた事業者等)が使用

【月額包括報酬】

A 6(月額)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型サービス費(独自)	事業者対象者・要支援1	1,647		
A6	1121	通所型独自サービス2		事業者対象者・要支援2			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業者対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業者対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自サービス生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 1	選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	1 月 に つ き
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算	選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 11	サービス提供体制強化加算()イ	事業者対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 12		事業者対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 21	サービス提供体制強化加算()ロ	事業者対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 22		事業者対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 1	サービス提供体制強化加算()	事業者対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 2		事業者対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の59/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の43/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の23/1000加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の80%加算		

【定員超過の場合】

A 6(月額)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1 つ き
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	

【看護・介護職員が欠員の場合】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,153	1 つ き
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	

【契約期間が1か月に満たない場合(日割計算用サービスコード)】

A 6(日額)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	限度額 管理
種類	項目							
A6	1112	通所型独自サービス1・日割	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1			54	
A6	1122	通所型独自サービス2・日割		事業対象者・要支援2				
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1 日 に つ き
A6	8002	通所型独自サービス1・日割・定超	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	54単位	定員超過の場合 × 70%	38	
A6	8012	通所型独自サービス2・日割・定超		事業対象者・要支援2	111単位		78	
A6	9002	通所型独自サービス1・日割・人欠	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	54単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	38	
A6	9012	通所型独自サービス2・日割・人欠		事業対象者・要支援2	111単位		78	